

多摩市告示第203号

多摩市地域公共交通会議設置要綱を次のとおり定める。

令和2年4月1日

多摩市長 阿部裕行

多摩市地域公共交通会議設置要綱

多摩市地域公共交通会議設置要綱（平成28年多摩市告示541号）の一部を次のように改正する。

（設置）

第1条 地域の需要に応じた旅客輸送の確保及び利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、多摩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関し必要な協議を行うこと。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、次に掲げる事項に関し必要な協議を行うこと。
 - ア 鉄道輸送に関すること。
 - イ 新交通システムに関すること。
 - ウ 市民からの公共交通に係る意見、要望等に関すること。
 - エ その他交通問題に関し必要なこと。

（構成）

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者（以下「委員」という。）30人以内をもって構成する。

- (1) 都市整備部に関する事務を所掌する副市長
- (2) 都市整備部長
- (3) 関係する公共交通事業者等
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者
- (5) 市民又は旅客
- (6) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者
- (8) 東京都南多摩東部建設事務所担当主管課長（相当職にある者を含む。）
- (9) 多摩中央警察署担当主管課長（相当職にある者を含む。）
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による委嘱又は任命に当たっては、交通会議の公正かつ中立な運

営のため、特定の構成員に偏らないよう留意するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は都市整備部に関する事務を所掌する副市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は交通会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 交通会議の会議は、会長が主宰する。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開する。

5 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(書面などによる開催)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、交通会議の会議の開催に代えて、書面又は電磁的記録により委員に対して意見を求めるとともに、その提出された意見により議事を決することができる。

2 前項の規定により議事を決したときは、直近の交通会議の会議においてその結果を報告しなければならない。

(部会)

第8条 交通会議に、下部組織として部会を置くことができる。

2 部会は、交通会議の指示により、交通会議の協議に必要な事項を専門的に検討し、その結果を交通会議に報告する。

3 部会は、検討内容に応じ、市長及び会長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命するもの（以下「部会員」という。）30人以内をもって構成する。

4 部会に、部会長を置く。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

7 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する部会員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第9条 会長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 交通会議及び部会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。